「結核定期健康診断報告」よくある質問

Q１　昨年度も、保健所から報告書提出の依頼がありました。今年度も報告書を提出する必要がありますか？

A１　感染症法に基づき、毎年度1回（学生に関しては入学した年度に1回）、報告をしていただく必要があります。今年度も報告書の提出をお願いいたします。詳細は、報告書裏面の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による定期健康診断の実施及び報告の概要」をご参照ください。

Q２　　他の医療機関等（人間ドック含む）で健診を受けた対象者の報告は、どうしたらよいですか？

Ａ２　　検査結果を確認していただき、その胸部レントゲン検査の結果を合算し、報告してください。本報告は、自施設で行った健診でなくても結構です。

　　　非常勤職員等で区民一般健診、加入保険組合や各自治体が実施する健診等を受ける機会を逃してしまった場合は、区内在住であれば「区民結核健康診断」（胸部レントゲン　12回/年　診断書は発行しません）をご活用ください。

Q３　　対象者の健診を受ける時期が異なります。報告はどうしたらよいですか？

A３　　対象者全員の健診が終了し、結果を確認してから報告してくだされば結構です。

ただし、その場合も**年度末（3月31日）までに報告**をお願いします。

念のため、12月末までに報告がない場合には、再依頼の文書を送付します。

Q４　　健診の対象者が、長期休暇中等の理由で健診を受けない場合はどうしたらよいですか？

A４　　対象者が、妊娠中、産育休、病休等の理由で健診を受けない場合は、報告書に未受診の理由を添えて報告してください。